

日商簿記出題区分表・税効果会計基準の改定等のお知らせ

平素よりご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。

日本商工会議所簿記検定試験の出題区分表の改定および関連規定の改正等が行われたことにより、弊社から出版しております下記書籍に影響がございます。主に影響がある項目を下記に整理しましたので、ご確認ください。

【対象書籍】

「日商簿記1級・全経簿記上級 理論問題集（改訂7版）」

「ステップアップ問題集 日商簿記1級 商業簿記・会計学（10版）」

「日商簿記1級 過去問題集 2018年度受験対策用（15版）」

NEWS

— 割賦販売における回収基準および回収期限到来基準について —

出題区分表の改定により、「収益認識に関する会計基準」の適用が確定するまで、割賦販売における回収基準および回収期限到来基準に関する出題は見送ることとされた。

— 繰延税金資産・繰延税金負債の表示について —

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正が平成30年2月に公表され、貸借対照表上、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することとされた。

— 債権債務の相殺消去に伴う貸倒引当金の減額修正について —

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」が平成30年2月に公表され、連結決算手続上、債権債務の相殺消去に伴い貸倒引当金を減額修正した場合の取扱いについて、以下のように定められた。

個別財務諸表において連結会社に対する債権に貸倒引当金を計上し、当該貸倒引当金繰入額について税務上の損金算入の要件を満たしていない場合であって、当該貸倒引当金繰入額に係る将来減算一時差異の全部または一部に対して繰延税金資産が計上されているときは、連結決算手続上、債権と債務の相殺消去に伴い当該貸倒引当金が修正されたことにより生じた当該貸倒引当金に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異に対して、当該繰延税金資産と同額の繰延税金負債を計上する。当該繰延税金負債については、個別財務諸表において計上した貸倒引当金繰入額に係る将来減算一時差異に対する繰延税金資産と相殺する。

● 例題 ●

次の資料に基づいて、税効果会計を適用した場合の連結財務諸表の作成に必要な修正仕訳を行いなさい。なお、法定実効税率は30%とする。

(決算年1回 3月31日)

P社(S社株式を80%所有)には、S社に対する受取手形100,000円、および売掛金200,000円がある。なお、P社では、売上債権期末残高に対して2%の貸倒引当金を設定しており、個別財務諸表において貸倒引当金の全額につき税効果会計を適用している。

(支 払 手 形)	100,000	(受 取 手 形)	100,000
(買 掛 金)	200,000	(売 掛 金)	200,000
(貸 倒 引 当 金)	6,000	(貸倒引当金繰入)	6,000
(法人税等調整額)	1,800	(繰延税金負債)	1,800 ← 繰延税金負債の計上
(繰延税金負債)	1,800	(繰延税金資産)	1,800 ← 繰延税金資産との相殺